

23226

愛知県

尾張旭市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
尾張旭市工場設置対策条例	S43.3	○適用工場は市長が議会の同意を得て認定	奨励金 ○工場の敷地提供者に対し、当該年度の提供敷地に係る市民税額の50/100以内
尾張旭市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則に関する条例	H28.3	都市計画法上の工業地域若しくは準工業地域、又は市長が定める地域内に立地する特定工場	工場立地法に定める緑地規制を緩和 【住工複合地域】 緑地面積の割合:15% 環境施設の割合:20% 【準工業地域等】 緑地面積の割合:10% 環境施設の割合:15% 【工業地域】 緑地面積の割合:5% 環境施設の割合:10%
尾張旭市企業再投資促進補助金交付要綱	H26.11	次のいずれにも該当する、工場等の新增設を行う大企業及び中堅企業者並びに中小企業 ア次のいずれかの分野に該当するもの ・次世代自動車関連分野 ・航空宇宙関連分野 ・環境・新エネルギー関連分野 ・健康長寿関連分野 ・情報通信関連分野 ・ロボット関連分野 ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律40号)に基づく東尾張地域基本計画の指定集積業種の分野 ・その他市長が認める分野 イ20年以上市内に立地し所定の常用雇用者数を有し、交付期間中はその維持ができるもの ・常用雇用者数 大企業:50人以上 中堅企業者:25人以上 中小企業:25人以上	土地を除く固定資産取得費用の一部を補助 ・大企業 補助率 4%以内 補助限度額 2億円 ・中堅企業者 補助率 5%以内 補助限度額 2億円 ※ みなし大企業に該当する場合は、補助率は4%以内で補助限度額は2億円 ・中小企業 補助率 10%以内 補助限度額 4億円 ※ みなし大企業に該当する場合は、補助率は8%以内で補助限度額は4億円

		<p>ウ 新增設に係る固定資産取得費用の合計額が所定の額以上であること</p> <ul style="list-style-type: none">・大企業:25 億円以上 中堅企業者:1億円以上中小企業:1億円以上 <p>エ 愛知県新あいち創造産業立地補助金の認定を受けていること</p> <p>オ 市税の滞納がないこと</p>	
--	--	--	--